

■議案第47号 高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について

【要旨】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定による高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分を定める協議を本町と中土佐町で行うこととします。

については、同法第290条で「関係地方公共団体の議決を経なければならない。」となっていますので、その規定に基づき議決を求めるものです。

【協議を行う内容】

四万十町に承継する財産

特別養護老人ホーム窪川荘の建物

特別養護老人ホーム四万十荘の建物

特別養護老人ホーム窪川荘に設置している機械及び装置

特別養護老人ホーム四万十荘に設置している機械及び装置

特別養護老人ホーム窪川荘の車両

特別養護老人ホーム四万十荘の車両

上記の他、高幡西部特別養護老人ホーム組合の所有に属する物品

特別養護老人ホーム窪川荘の財政調整基金

特別養護老人ホーム四万十荘の財政調整基金

中土佐町に承継する財産

なし

※ 土地については、両施設とも本町が所有しているため、財産処分の対象外

※ 施設運営に係る分担金については、近年、本町のみが負担している状況にあるため、財産処分の対象外（近年の分担金の状況については、議会費、一般管理費、職員に支給している児童手当に対するもののみ）

【根拠法令】

地方自治法抜粋（抜粋）

（財産処分）

第289条 第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（議会の議決を要する協議）

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。